

6・22 共同親権訴訟判決

★ <判決言い渡し> 14:00～東京地裁 705 号法廷 ★

報告院内集会 「共同親権民法を私たちの手に」

2019 年、子どもと引き離されたことのある私たちは、国の立法不作為の不法性を訴える裁判を起しました。婚姻外の親には共同親権を許さない現行民法の不平等（憲法 14 条）によって親の権利（憲法 13 条）が損なわれたからです。

現在の単独親権民法では、父母双方が子育てを望んでも、子どものことで争えばどちらかの親を排除するしかありません。その結果、親権を得るための子の連れ去りや、一方の親を追い出す無法行為が横行し、国際的な批判を浴びています。司法は 94% の割合で親権を母親に与えるため、「パパお金、ママ家事育児」の社会慣行が単独親権民法によって強化されています。子どもを安心して産み育てられる環境は、単独親権民法によって損なわれてきたのです。

女性が社会の中で重要な地位を得られないことを嘆いても、民法が今のままではどだい無理な話でした。単独親権民法の改廃抜きに、父母が男女平等な子育ての機会を得ることはできません。現行民法は父母による共同養育責任（共同親権）よりも、戸籍の形を重視するので、親の知らぬまま、親権者の再婚によって子どもは新しい親をあてがわれます（親交換）。



本裁判と並行して進んできた法務省法制審議会の議論は養育費のことばかりでした。新しくできた子ども家庭庁も同じです。まるでお金さえあれば子どもが育つかのようです。

しかし政府・法制審議会は今になって単独親権民法の見直しの意向を表明しました。司法がその改廃を拒む理由が何かあるのでしょうか。

子どもはお国のものではありません。私たちは、法と制度によって奪われた子どもとの時間への償いを求めています。法を私たちの手にするために。

■日時 2023年6月22日(木)17:30～18:40

■場所 第二議員会館第二会議室(行き方裏面)

■内容 判決報告、弁護団の解説、原告から、各アピール

* 予約不要 議員会館入口で係から通行証を受け取り下さい

主催 共同親権運動・国家賠償請求訴訟を進める会

TEL 0265-39-2116 メール kkokubai_contact@k-kokubai.jp

3・2 スケジュール

＜共同親権訴訟最終弁論＞14:00～ @東京地裁705号法廷

傍聴よろしく！

12:00～ 東京地裁前アピール ◆みんな来てね

14:00～ 最終口頭弁論@東京地裁 705 号法廷

(15:30～ 記者会見)

17:30～18:40 判決報告集会 ◆どなたでも参加できます



＜会場への行き方＞

【東京地方裁判所】東京都千代田区霞が関1-1-4

地下鉄東京メトロ丸の内線・日比谷線・千代田線「霞ヶ関駅」A1出口から徒歩1分、地下鉄東京メトロ有楽町線「桜田門駅」5番出口から徒歩約3分。東京家庭裁判所は地方裁判所の裏手です。

【衆議院第二議員会館】東京都千代田区永田町2-1-2

地下鉄東京メトロ丸の内線・千代田線国会議事堂前駅。1番出口を出て総理官邸前交差点を右折、3棟並んで立つ議員会館の真ん中が衆議院第二議員会館